

平成30年3月30日

各位

会社名 株式会社ソフトフロントホールディングス  
 代表者名 代表取締役社長 佐藤 健太郎  
 (JASDAQ・コード 2321)  
 問合せ先 執行役員 IR・法務担当 五十嵐 達哉  
 電話 03-6550-9270

## 当社出資先及び取引先である株式会社グッドスタイルカンパニーに対する行政処分に関するお知らせ

当社の出資先及び取引先である株式会社グッドスタイルカンパニー（以下、「グッドスタイルカンパニー」といいます。）が、平成30年3月28日付で消費者庁より行政処分（業務の一部に係る業務停止命令等）を受けましたので、以下のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 当該出資先及び取引先の概要

(1) 名 称	株式会社グッドスタイルカンパニー
(2) 所 在 地	静岡県掛川市宮脇 248 番地の 1
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 杉山 岳
(4) 事 業 内 容	エステティックサロン業、化粧品販売その他
(5) 資 本 金	3 百万円
(6) そ の 他	当社の出資先（当社持株比率：16.66%）ではありますが、連結子会社及び持分法適用会社には該当しておらず、連結決算の対象とはなっておりません。また、当社と当該出資先の間には人的関係はありません。

#### 2. 当該出資先及び取引先に生じた事実及びその事実が生じた日

グッドスタイルカンパニーは、平成30年3月28日付で、消費者庁により特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第60号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下、「特定商取引法」という。）の違反行為を認定され、業務の一部について、平成30年3月29日から平成30年9月28日までの6か月間の業務停止命令等の行政処分を受けております。業務停止命令等の対象となる業務は、特定商取引法第41条第1項に規定される特定継続的役務提供に関する業務（役務が提供される期間が1か月を超え、支払金額が総額5万円を超えるもの）のうち、契約に係る勧誘・申込受付・契約締結となります。

#### 3. 当該出資先に対する債権及び保証債務

(1) 債権	売掛金	31百万円
	未収入金	7百万円
	立替金	9百万円
	合計	49百万円
(2) 保証債務	当該出資先の借入金に対する保証債務	306百万円

※百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### 4. 今後の見通し

グッドスタイルカンパニーは、真摯に業務改善に取り組みながら、事業を継続していくとのことでありませぬ。

なお、本件の行政処分は、グッドスタイルカンパニーが営む全ての業務ではなく業務の一部に係る業務停止命令等であることもあり、当社において、上記3. 記載の債権及び保証債務に係る引当の必要性や発生し得る損失につきましては現在精査中でありませぬ。今後、内容が確定次第、速やかにお知らせいたします。

また、当社は、平成29年12月27日付「子会社（株式会社グッドスタイルカンパニー）の株式の一部譲渡に関するお知らせ」で発表したとおり、グッドスタイルカンパニーの株式28株を株式会社美光に譲渡しており、当該譲渡対価の支払いを分割払いの方法により受領することを予定しております。現時点で、本件の行政処分が当該譲渡対価の支払いに与える影響は未定ですが、当社の業績に重大な影響を与える場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上